

特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷の事業終了に伴う特例入所について

特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷（以下「大塚みどりの郷」という。）については、運営事業者である社会福祉法人信愛報恩会が平成 28 年度末をもって事業を終了することから、文京区特別養護老人ホーム入所指針の各規定にかかわらず、特例措置として、平成 29 年 4 月に開設予定の旧教育センター跡地特別養護老人ホーム（以下「旧教育センター跡地特養」という。）をはじめとした区内特別養護老人ホームにおいて、大塚みどりの郷の入所者（以下「入所者」という。）を優先的に受け入れるものとする。

1 入所者優先受入の概要

(1) 旧教育センター跡地特養

開設時に、ユニット型個室又は多床室において、入所者を優先的に受け入れるものとする。

(2) 旧教育センター跡地特養以外の区内特別養護老人ホーム

多床室を希望する入所者数が旧教育センター跡地特養における多床室の定員数 17 人を超えたときは、旧教育センター跡地特養以外の区内特別養護老人ホーム（以下「区内特養」という。）の多床室において、別途調整の上、優先的に受け入れるものとする。

2 今後のスケジュール（予定）

平成 28 年 8 月末	大塚みどりの郷新規入所申込受付終了
平成 28 年 10 月	区内特養における優先受入開始
平成 29 年 4 月	旧教育センター跡地特養における優先受入開始